

重要な会計方針

1. 棚卸資産の評価方法

製 品 ・・・・・・ 移動平均法に基づく原価法

原 材 料 ・・・・・・ 移動平均法に基づく原価法

仕 掛 品 ・・・・・・ 移動平均法に基づく原価法

なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価格を切り下げております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	10～40年
機械装置	8年

3. 引当金の計上基準

賞与引当金・・・従業員賞与の支給に充てるため、前1年間の支給額を基礎とした見積額を計上している。

退職給付引当金・・・従業員退職金及び役員退職慰労金の支給に充てるため、従業員分については当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を、また、役員分については内規に基づき計算された金額の全額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

①商品及び製品等の販売に係る収益

商品等の販売は主に積水化学工業（株）より製造委託された建材製品及び自販品のPP巻芯と農業用灌水パイプである。
これらの商品の内建材製品に関しては指定された倉庫へ入庫された時点で取引先が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務を充足すると判断し収益を認識している。
また、自販品において出荷時から商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点において収益を認識している。

②収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。
これにより営業外費用に計上していた売上割引については売上高より控除している。

5. リース物件の所有権が借主に移転すると認められる以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

7. 縁延税金資産及び縁延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1) 縁延税金資産

退職給付引当金損金算入限度額超過	147,806 千円
賞与引当金算入限度額超過	41,057 千円
未払賞与福利費	6,388 千円
その他	12,490 千円
計	207,743 千円